

各私立専修学校・各種学校設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

まん延防止等重点措置の再延長に伴う私立学校の部活動等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

国は、令和3年5月28日に、本県のまん延防止等重点措置の期間を6月20日まで延長することを決定しました。

これに基づき、県では5月28日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の対応」（添付資料1）を決定し、県教育局では延長期間中の部活動について、「まん延防止等重点措置の再延長に伴う県立学校の部活動について」（添付資料2）のとおりとすることとしました。

つきましては、私立専修学校及び私立各種学校におかれては、県立学校における対応を参考に、各学校の実情に応じて適切な対応を取られるようお願いいたします。

また、私立各種学校のうち小・中学校の課程に類する課程を置く学校におかれては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考に、適切な対応を取られるようお願いいたします。

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年5月28日付け教保体第403号

「まん延防止等重点措置の再延長に伴う県立学校の部活動について（通知）」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年5月31日付け事務連絡

「まん延防止等重点措置の期間再延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562